

# 働き方改革について

---

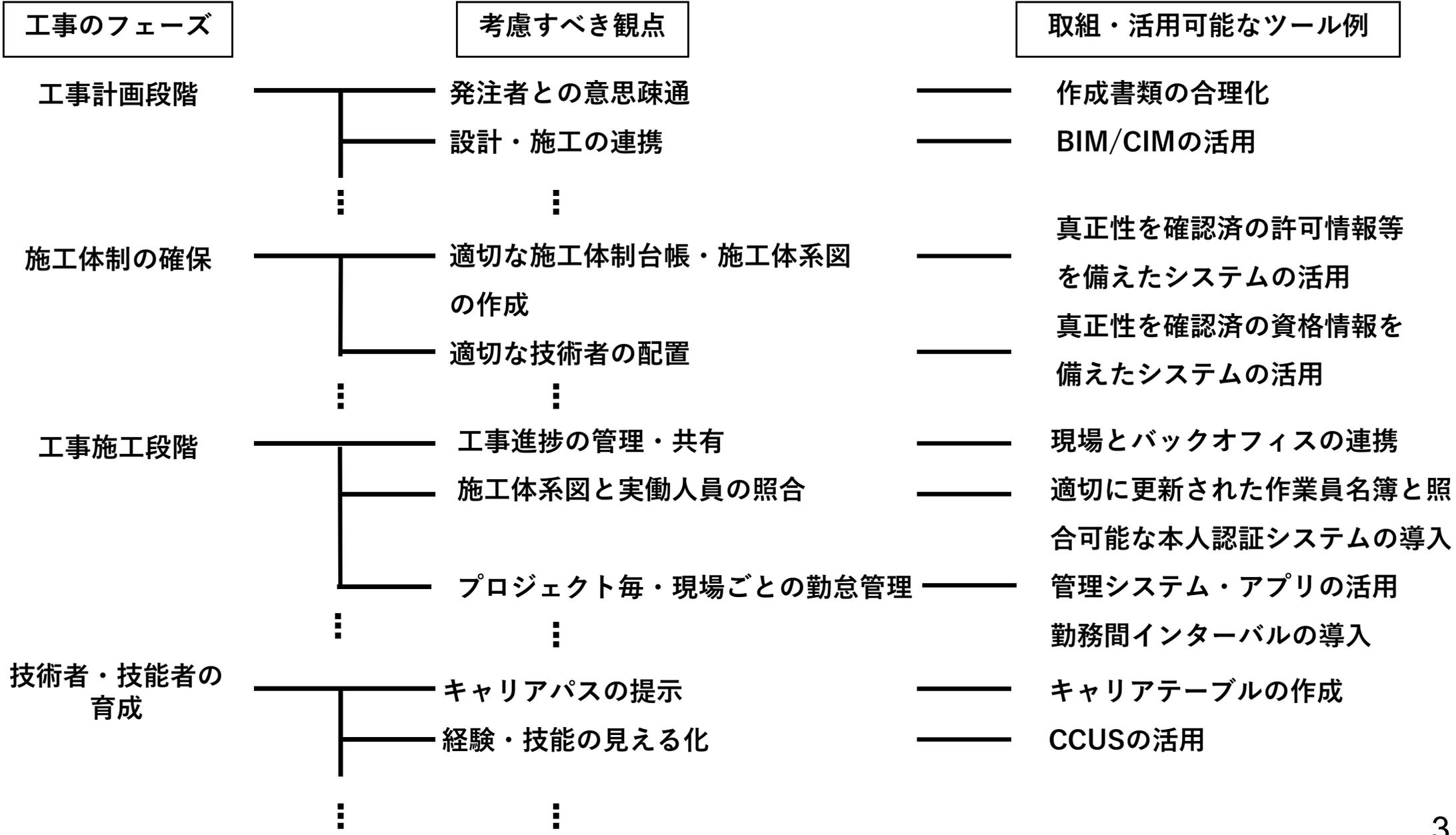
## 制度設計の方向性について

- 働き方改革に関連する施策や工期の基準の考え方を引き続き発注者・建設業者に対して周知徹底していくことに加え、受注競争の中で著しく短い工期が設定されることを防止し、建設プロセス全体で適正に工期が確保されることを制度的に担保していくことが必要ではないか。
- CCUSを活用した勤怠管理や施工体制の「見える化」など、ICTの活用を推進していくための枠組み作りを行っていくべきではないか。

## 制度改革の内容について

- ✓ 著しく短い工期による請負契約を制限するため、受注者に対し著しく短い工期を禁止し、違反した場合には行政から勧告等を行うことにより実効性を担保していく。
- ✓ 建設工事の請負契約の適正化にかかわる情報を調査・整理し、公表することができるよう法令上の根拠規定を措置するとともに、組織体制を整備していく。
- ✓ 施工体制を「見える化」することで責任の所在や役割を明確にするため、国が、ICTの活用を念頭に建設工事の現場を適切に管理するための指針を作成し、特定建設業者に遵守させることを制度化していく。

- 工期の基準に基づく適切な工期の設定・変更や、上限労働規制をはじめとする労働基準法等関連施策の考え方について、引き続き関係省庁とも連携しながら、公共・民間の発注者、建設事業者に対して周知を行っていく。  
その際、勤務間インターバルの導入をはじめ促進していくべき取組について、工期の基準やガイドラインにおける位置づけを含め、普及方策を検討していく。
- 国が作成することとなる建設工事の現場を適切に管理するための指針について、建設工事に関するICT活用事例や成功事例を広く収集しつつ、専門家や実務者の意見も伺いながら、具体の指針の構成・内容について検討していく。



# 建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

## STEP 1

システムへの登録促進  
元請・専門工事企業の登録を促進  
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

## STEP 2

現場での利用の促進  
元請による現場カードリーダー等の設置促進  
技能者による就業履歴の蓄積の促進

## STEP 3

技能者の処遇等への反映  
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現  
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

### STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
  - ・CCUSサテライト説明会
  - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

### STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
  - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

### STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
  - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
  - ・CCUSの能力評価に応じた賃金の実態を踏まえた、レベル別年収の公表
- ◎ 施工能力等の見える化評価
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当支給の促進

- CCUSは出面の表示機能があるが、勤怠管理に必要となる**勤務時間・有給休暇処理機能等は実装されていない**。
- また、**時間表示画面が無い**ため、**出退勤時間は入力できるが表示できない**。
- **CCUSのデータは「現場での」出退勤時間を記録するものであり、必ずしも勤務時間と一致するものではなく、CCUSを活用し勤怠管理を行うためには、システムの改修を含めて、勤怠管理の実態を踏まえた検討が必要**。

## 就業履歴一覧(月別カレンダー)

事業者名	法人・個人区分	技能者の所属と異なる場合	技能者名	元請事業者	現場	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	31水	職種	立場
下請電気	法人		電設太郎	元請建設	〇〇新築工事	1	1	1	1	1	1		1	電工 電工	職長・主任技術者
下請電気	法人	所属事業者以外	応援三郎	元請建設	〇〇新築工事								1	電工 電工	-
親方吾郎	一人親方		親方吾郎	元請建設	〇〇新築工事				1	1				配管工 配管工	-
						1	1	1	4	4	2	0	3		

※ 実際の帳票を簡略化して表示。本来は技能レベル、在留資格、在留期間、退職金制度等加入状況、現場工事区分等も表示される。

- ※ **現状、CCUSの取組は任意。CCUSデータの真正性を活用するためには、就業者全員が登録し、施工体制を組む必要がある。**
- ※ **発注者に情報提供を行うに当たっては、事業者の同意・個人情報の保護等に留意する必要があるが、システム改修を行えば、発注者が出退勤時間を確認することは技術的には可能。**
- ※ **アラート機能については、上記の検討に加え、大幅なシステム改修が必要。**

# 技術者の専任要件の緩和について

---

# 建設業法における各技術者の概要

## ①営業所専任技術者（法第7条及び第15条）

- 建設業許可の要件となっている技術者。
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時その営業所に勤務していることが必要であり、それぞれ専任で置くこととされている。
- 技術者に求められる資格等の要件は、②と同じ

## ②主任技術者・監理技術者（法第26条及び法26条の3,4）

- 建設業者が、その請け負った建設工事を施工するときに、工事現場の技術上の管理を行うために置かなければならない技術者。
- 請負金額に応じて、現場に「専任」であることが求められる。（一部兼務を認める規定あり）
- 技術者に求められる資格等の要件は、①と同じ。

## ③専門技術者（法第26条の2）

- 一式工事の内容である専門工事を自ら施工する場合及び附帯工事を自ら施工する場合の専門工事又は附帯工事に係る技術者（主任技術者の要件を満たす者）の設置義務を規定

## 専任要件

○主任技術者・監理技術者は、**重要な工事※**においては、**専任配置**が必要。

※公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が4,000万円以上  
(建築一式工事の場合は、8,000万円以上)の場合

## 専任とは

※監理技術者制度運用マニュアルより 注は加筆

○専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、**必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない**。(注:規模の大きい現場においては技術者が複数置かれ協働するが、法令上の責任者として専任の技術者の設定を求めるもの)

○技術研鑽のための**研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由**により、専任の監理技術者等が**短期間工事現場を離れることは差し支えない**。

### 【専任の具体的な運用について】

- ・ 監理技術者等の研修等への参加や**休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう配慮**すべき。  
(代理の技術者を配置する等により、監理技術者等が現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- ・ 監理技術者等の職務は、**内容や環境に応じ、テレワークにより行う場合も含まれる**。
- ・ 監理技術者等が**育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保**する等、監理技術者等の適正な配置に留意すべき。
- ・ 出産、育児、介護等の場合については、(責任者としての)監理技術者等の交代の条件に該当。

## 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

### (4) 常駐・専任に係る規制の見直し

#### ○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

## 2. デジタル分野以外の横断的な取組

### (1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

#### ○建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

# 「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

## 委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	梶山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

## 主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について  
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について  
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について  
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

## スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

# 監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要

## ● 専任不要上限額の引き上げ

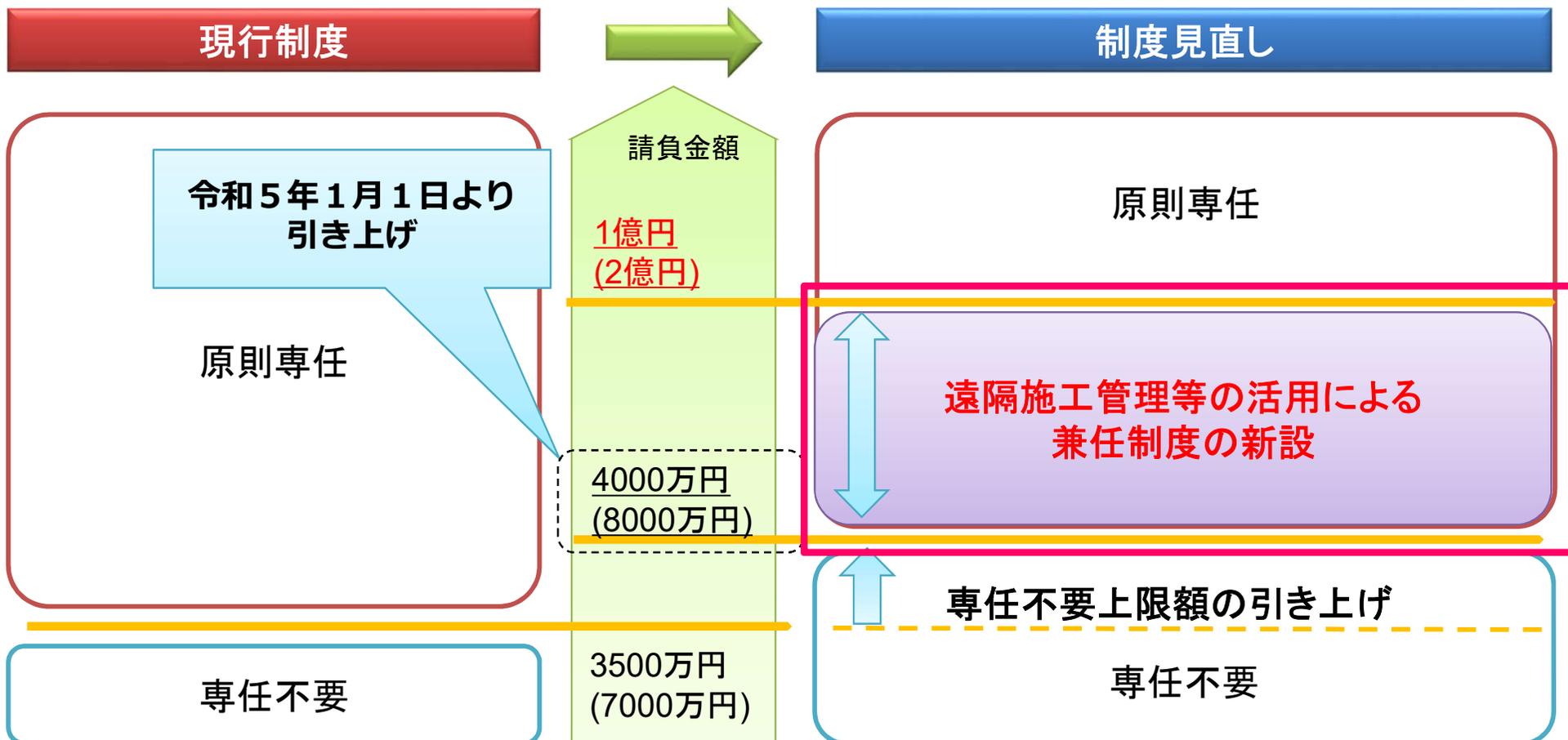
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。

## ● 兼任可能な制度の新設

多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

## ● その他の検討

技術者配置の運用の見直し。



( )は建築一式工事の場合

# 監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

## 工事現場について

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境（スマートフォン・web会議システム等で可）が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。

## 施工体制について



- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること。（専門工事業の場合は、各下請業者への連絡体制の確保により代替可能。）
- ・ 当該建設業者からの下請次数が3次以内であること。
- ・ 日々の施工体制がCCUS等※により遠隔から把握可能であること。

※技能者情報の真正性を確保する観点からCCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。

## 運用について



- ・ 兼任にあたっては、技術者の労働時間が過大とならないよう十分に留意※しつつ、施工管理の手段及び人員配置に関する計画書を作成、保存する。

※兼務する工事の規模や難易度、類似性等を勘案し、兼任した場合の業務量等を十分検討

# 営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方

## 現状

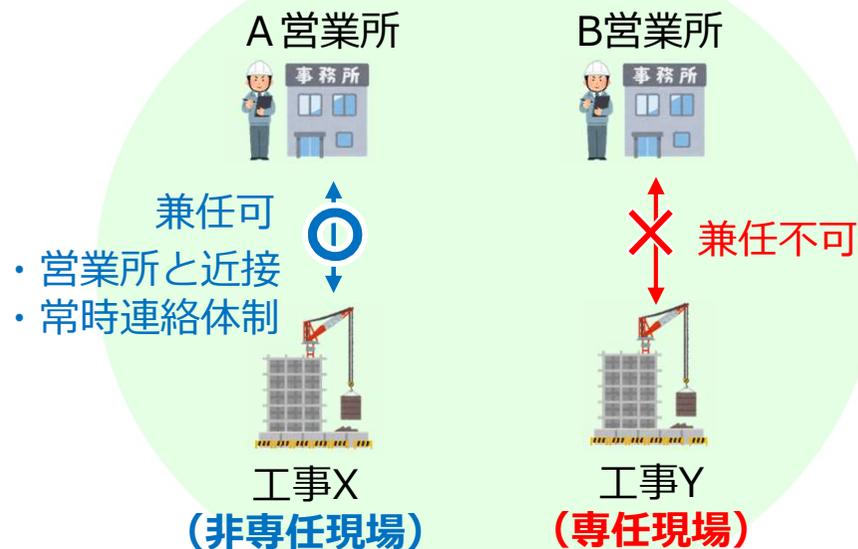
- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額4000万円※以上）の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。

※令和5年1月1日より引上げ

## 見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。**

### 現状



### 見直し案

